

中央労基協 Report

令和6年7月

令和6年11月から

「特定フリーランス事業を行う者に係る特別加入が新設されます」

労働者災害補償保険施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令が、令和6年1月31日付で交付され、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号。以下「フリーランス法」という。）の施行の日に施行されることとなりました。

【改正の趣旨及び概要】

労働者災害補償保険法における労災保険の特別加入の制度については、順次、個別に事業や作業を特定した上で、特別加入制度の対象として追加してきたところです。

フリーランスの事業や作業の内容は多様であり、新しい形の事業や作業を行う者が幅広く労災保険に特別加入できるよう制度の見直しを行うことが課題となっており、成長戦略等のフォローアップ（令和5年6月16日閣議決定）において「労災保険特別加入制度の対象に一定の要件を満たすフリーランスを追加することについて、労働政策審議会で審議を行い、早期に結論を得て、所要の措置を講ずる。」とされたところです。

今回の特別加入の対象の拡大に当たっては、フリーランスが幅広く加入できるように、

- ・フリーランス法に規定する特定受託事業者が、業務委託事業者から業務委託を受けて行う事業（特定受託事業者が、業務委託事業者以外の者から同種の事業について物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供の委託を受けて行う事業を含む。）

を新たに、特別加入の対象事業とすることとされました。

なお、フリーランス法の施行の前日に発生した業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害による負傷、疾病、傷害又は死亡に起因する保険給付については、なお従前の例によるものとするとのことです。

【実施時期】

今回の特別加入の新設に関する改正省令は、フリーランス法の施行の日から施行されます。

【加入事業者】

フリーランス法第2条第1項に規定する特定受託事業者が同上第5項に規定する業務委託事業者から同条第3項に規定する業務委託を受けて行う事業又は特定受託事業者が業務委託事業者以外の者から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業。

【加入対象者】

- （1）労働者以外の者であって、特定フリーランス事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者。
- （2）労働者以外の者で、上記（1）が行う事業に常態として従事する者。

なお、特定フリーランス事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者については、別途示れるとのことです。

※詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

発行所 公益社団法人 東京労働基準協会連合会（略称：（公社）東基連） 中央労働基準協会支部
〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「toukirenchuo」です

中央労働基準監督署からのお知らせ

令和6年度 第97回 全国安全週間実施中！

本週間：令和6年7月1日から7月7日

令和6年度 全国安全週間スローガン

「危険に気付くあなたの目

そして摘み取る危険の芽

みんなで築く職場の安全」

全国安全週間が実施されています。今年の実施事項は、

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

となっています。取組実施をお願いします！

「賃金構造基本統計調査」ご協力のお願い

毎年、厚生労働省が実施している国の統計法に基づく基幹統計調査である賃金構造基本統計調査は、主要産業に雇用される労働者の賃金の実態について、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数別等ごとに明らかにすることを目的として行っており、その調査結果は、各企業、団体等における賃金管理をはじめとする労務管理等の貴重な資料として活用されております。

この調査は、「毎年7月1日から7月31日」までの期間に実施することとされており、調査対象となりました事業所には大変お手数をおかけすることになりますが、インターネット（オンライン調査システム）による回答も可能となりますのでご活用いただき、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、令和5年以前の賃金構造基本統計調査の結果は、厚生労働省のホームページ

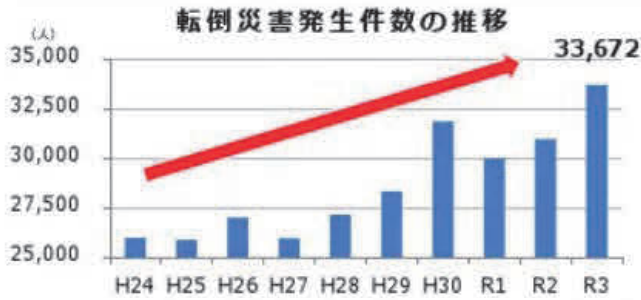
(http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_a.html) に掲載されています。

問合せ先 賃金統計事務センター（R 6.7.1～R 6.9.30）03
(5958)3365

転倒災害（業務中の転倒による重傷）に注意しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています。
 転倒災害は、被災しないよう労働者自身が注意することも必要です。

転倒災害（業務中の転倒による重傷、休業4日以上）の発生状況（令和3年）



転倒による怪我の態様

・骨折（約70%）

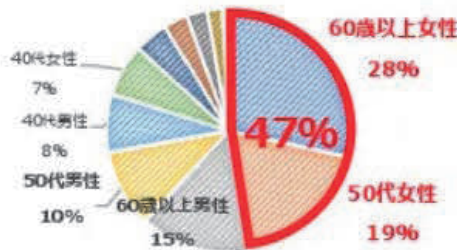
- ・打撲
- ・眼球破裂
- ・外傷性気胸 等

転倒災害による平均休業日数

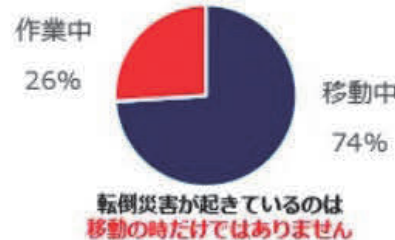
47日

※ 労働者死傷病報告による休業見込日数

性別・年齢別内訳



転倒したのは・・・



転倒災害が起きているのは移動の時だけではありません

詳しくはこちら



中小企業事業者の皆さまへ

令和6年度（2024年度）版

「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

	① 高齢労働者の労働災害防止対策コース	② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	③ コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること ・ 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者を常時1名以上雇用している（年齢制限なし） 	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している ・ 対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所カルテや健康スグレポートを活用したヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費
補上助限率額	<p>補助率：1/2</p> <p>上限額：100万円 （消費税を除く）</p>	<p>補助率：3/4</p> <p>上限額：30万円 （消費税を除く）</p>	

詳しくはこちら



令和6年度講習カレンダー〔令和6年7月～令和7年3月〕

(公社)東基連 中央労働基準協会支部

TEL03(3263)5060 FAX03(3263)6485

<https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8

QRコードは、ホームページに繋がります

講習申込は3か月前の1日からできます



講習名	月	受講費〔円〕 受講料+テキスト代(税込)	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月
			使用テキストの改訂等に伴い、金額が変わる場合がございます。受講料につきましては、WEB申込時に再度ご確認ください。								
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	23,210		28(水) 30(金)				20(水) 22(金)		25(火) 27(木)	
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	15,180		8(木) 9(金)		10(木) 11(金)			22(水) 23(木)		
	石綿作業主任者技能講習	15,180	19(金) 20(土)	20(火) 21(水)		3(木) 4(金)		12(木) 13(金)	16(木) 17(金)	20(木) 21(金)	13(木) 14(金)
法定講習等	安全衛生推進者養成講習	14,630	4(木) 5(金)		12(木) 13(金)		28(木) 29(金)				
	衛生推進者養成講習	9,900	3(水)		27(金)		26(火)				
	安全管理者選任時研修	会員 12,650 一般 14,850	29(月) 30(火)		9(月) 10(火)			3(火) 4(水)			
	化学物質管理者講習 (取扱い事業場向け 1日間)	会員 15,070 一般 18,370		26(月)		2(水)					
	衛生管理者試験受験準備講習 【第1種 3日間】	会員 19,030 一般 22,330	9(火) 11(木)		4(水) 6(金)		6(水) 8(金)				
受験準備講習	衛生管理者試験受験準備講習 【第2種 2日間】	会員 16,170 一般 19,470	9(火) 10(水)		4(水) 5(木)		6(水) 7(木)				
	衛生管理者試験受験準備講習 【特例第1種 1日間】	会員 9,460 一般 11,660	11(木)		6(金)		8(金)				
	安全衛生講習 総括安全衛生管理者講習	会員 10,450 一般 13,750				18(金)					
人事労務講習等	〔初級者向け〕 基礎講座	労働基準法等基礎講座	会員 3,740 一般 5,940		2(金)						
		社会保険(健保・年金)基礎講座	会員 4,125 一般 6,325	26(金)							
	〔中級者向け〕 実務講座	労働基準法等実務講座 【2回セット】	会員 8,690 一般 11,990					12(火) 19(火)			
		労災保険実務講座 【2回セット】	会員 8,470 一般 11,770	17(水) 24(水)							
		社会保険【健保・年金】 実務講座【2回セット】	会員 8,085 一般 11,385				16(水) 23(水)				
	女性活躍推進セミナー	会員 未定 一般 未定								14(金)	

大会	中央健康推進大会	無料			12(木)						
----	----------	----	--	--	-------	--	--	--	--	--	--

※会員とは、東基連本部・支部(中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)会員をいいます。2024/6/18現在
 ※社内教育をご検討される場合、委託講習の相談も承ります。※東京都内限定 ※20名以上 ※日程・内容・講師調整等が必要なためお早めにご相談ください。
 ※講習等の日程、内容及び受講費に関しましては、変更になる場合がございます。ご了承ください。